

ふくおか県央環境広域施設組合規則第12号

ふくおか県央環境広域施設組合職員表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合職員の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、ふくおか県央環境広域施設組合職員定数条例(平成31年条例第12号)第2条に規定する者をいう。

(対象職員)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに該当すると認められた職員に対して行う。

- (1) 組合の事務に関し特に顕著な功績のあった者
- (2) 事務改善及び能率化に努め、他の模範となる者
- (3) 職務の内外を問わず、職員全体の名誉を高め、信用を深めるような善行のあった者
- (4) 災害を未然に防止し、又は非常の際に特別の功績があった者
- (5) 職員として勤続20年に達し、勤務成績が良好な者
- (6) 職員として勤続30年に達し、勤務成績が良好な者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年4月1日に行う。ただし、特別の理由があるときは、これを変更することができる。

(死亡した職員の表彰)

第6条 表彰を受けるべき職員が表彰前に死亡したときは、表彰状をその遺族に授与する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、解散前のふくおか県央環境施設組合職員表彰規則(昭和61年稲築町ほか3か町衛生施設組合規則第1号)の規定により表彰された者は、この規則の規定により表彰されたものとみなす。
- 3 職員のうち、ふくおか県央環境広域施設組合(この項において「組合」という。)の設立の日の前日において、飯塚市・桂川町衛生施設組合若しくはふくおか県央環境施設組合又は組合を組織する市町の職員であった者については、当該職員であった期間を組合の職員であった期間とみなし、その勤続年数を通算する。